特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県秩父郡小鹿野町は、後期高齢者医療保険に関する事務におけると特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県秩父郡小鹿野町 小鹿野町長

公表日

令和1年6月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会					
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第59項

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第82の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の80、83の項 並びに行政手続における特定の個人を識別す 令で定める命令(平成二十六年十二月十二日	るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 総合政策課 情報担当</mark>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
2 2:~	項目評価		£	2) 基礎 3) 基礎	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている である iが残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	肢> :力を入れて行っっ ・に行っている ・に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第59項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第46条	事後	法改正等に伴う修正
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 80、82、83の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第82の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の80、83の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第43条	事後	法改正等に伴う修正
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の職名	福祉課長 黒澤 平太郎	福祉課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月30日	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月30日	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う修正